

令和6年度申請（7年度事業）

共同募金配分＜地域配分＞申請の手引き

（運営費配分 編）



高崎市共同募金委員会

〒370-0065 高崎市末広町 115-1

高崎市社会福祉協議会内

TEL 027-370-8855 / FAX 027-370-8856

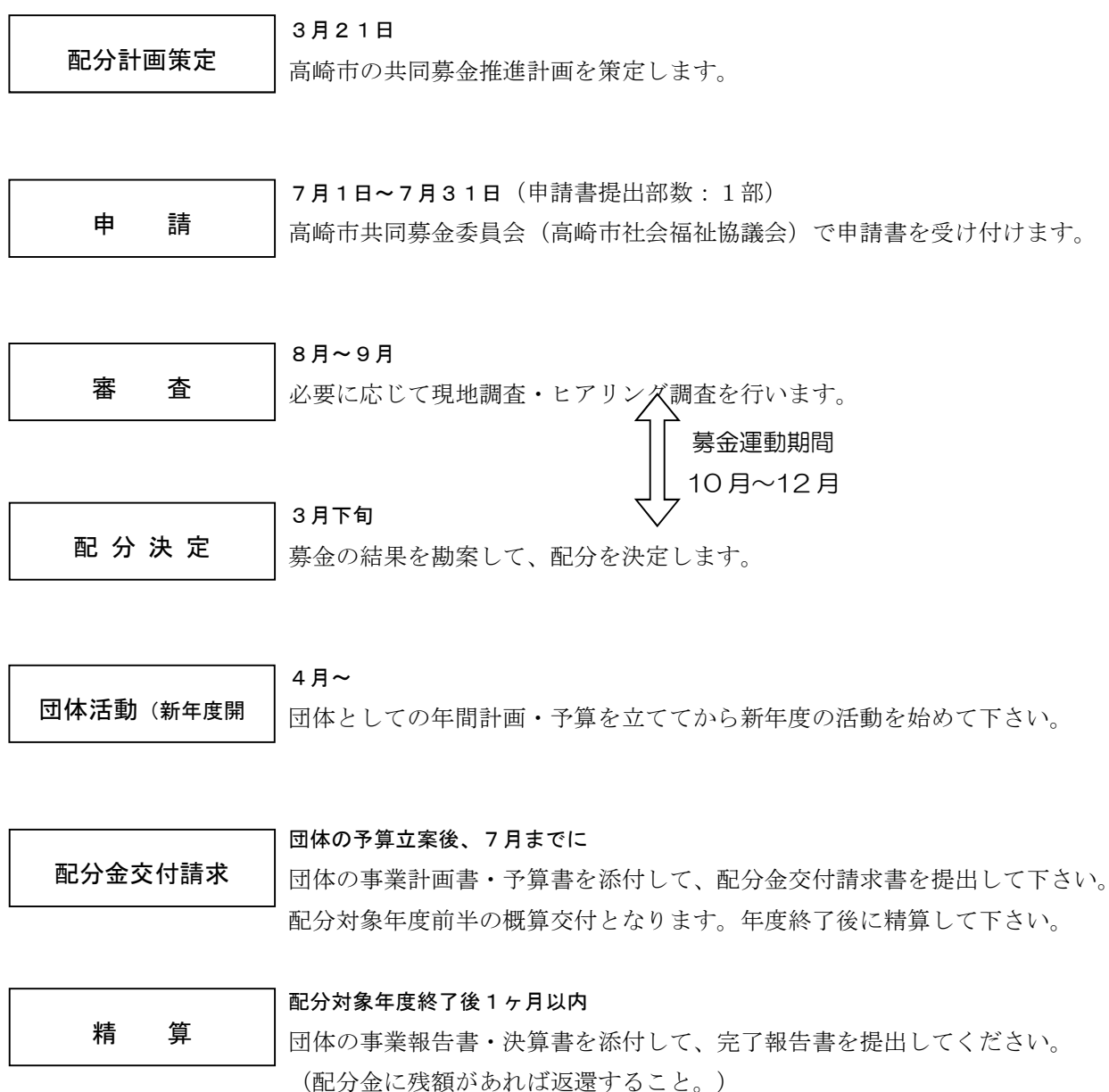
令和6年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（運営費配分 編）

令和6年度共同募金は、令和7年度に実施する事業に対して配分します。
この配分を受けるにあたっては、「**共同募金配分規程**」（以下「規程」という。）を遵守してください。

I ●この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、福祉活動を目的として設立された任意団体で、活動拠点及び活動エリアが高崎市内であるものです。

II ●申請から事業実施までの流れ



Ⅲ●配分基準等

1 対象団体

福祉活動を目的として設立された任意団体(※)で、活動拠点及び活動エリアが高崎市内であるもの。

※この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

2 配分対象外

他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の親睦を目的とした団体等の活動費

3 配分限度額

配分上限額は1団体あたり5万円とする。(配分額は千円単位)

4 留意事項

- (1) 同一団体につき年度連続配分は5年までとし、連続配分が途切れた場合は、当該配分を再申請することとは原則としてできません。
- (2) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。
他の配分(施設整備・備品整備配分、事業経費配分)の申請書も提出できません。
- (3) 令和5年度の備品整備配分の配分決定を受けている場合は、申請できません。
- (4) 地域福祉活動計画に沿った事業など高崎市内を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

Ⅳ●配分申請書の作成方法及び提出先等

1 申請理由の明確化

なぜ配分金が必要なのかを考え、その理由について団体のメンバーと協議して下さい。

- ・一言で「資金不足」といっても、なぜ資金が不足しているのか、その原因を考えてみること。
- ・また、配分金を受けることにより、何が充実し、どのように発展するのかを明確にすること。

2 配分申請書の作成

記入例は次ページ参照

- ①「配分金を必要とする理由」欄：1で話し合った理由をまとめ、記述する。
- ②「会の主な活動内容」欄：現在の活動内容について、活動目的とともに具体的に記述する。
- ③ 添付書類を用意する。
 - ・会則
 - ・令和5年度の団体の事業報告書・決算書
 - ・令和6年度の団体の事業計画書・予算書
 - ・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

3 申請方法

- ①受付窓口：高崎市共同募金委員会(高崎市社会福祉協議会)
- ②受付期間：令和6年7月1日～令和6年7月31日(郵送可、期間内に必着のこと)

申請書用紙は本冊子の最後に添付してありますのでご活用ください。
また、高崎市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

[URL] <http://takasaki-shakyo.or.jp/>